

Ⅶ 新たな景観形成に向けて

1 | 4つの方針と関係する取り組みの連携手法

Ⅲ景観形成の方針にも示したとおり、本市ならではのさまざまな景観特性や景観資源を、将来にわたって守り、育むための大きな方向性を「振り返りたくなる風景がある（計画のテーマ）」とし、これに基づき、本市固有の「前橋らしさを感じられる景観」を更に磨き上げるための視点として、「4つの方針」（【水と緑】【風格と質感】【地域性と歴史性】【やさしさと心地よさ】）を設定し、それを具現化するため、市民、事業者、行政のそれぞれが主体的に取り組む行動指針を定めています。

また、近年は、前橋市アーバンデザイン及び前橋クリエイティブシティ構想等により、公共空間や都市軸の再編、歩行者中心の回遊性向上、アートや文化活動の誘発が進展しています。

都市の魅力と持続性を高める景観形成には、関係する計画や取り組みを統合的に捉え、各主体が協働して取り組むことが重要であることから、今後の取り組みを以下に示します。

方針① 水と緑が織りなす前橋らしい景観まちづくり【水と緑】

本市を象徴する雄大な自然を生かした景観まちづくりを推進します。

手法

- ・ 赤城山景観ガイドラインの運用により景観誘導を行う。
- ・ 広瀬川河畔景観形成重点地区での制度周知や修景支援等、取り組みを強化する。

方針② 県都にふさわしい風格と質感のある街並みづくり【風格と質感】

県都にふさわしい形態・意匠・色彩により、貫禄と落ち着きのある街並みづくりを推進します。

手法

- ・ 前橋クリエイティブシティ構想と協調した景観誘導施策を推進する。
- ・ デザイン性に優れた屋外広告物がアクセントになり街並みを彩るような地区の指定や基準作りを検討する。（屋外広告物活用地区指定等）

方針③ 地域性と歴史性を生かした市民協働による地域づくり【地域性と歴史性】

市民や事業者と協働し、文化的・歴史的な景観資源を守り、活用する地域づくりを推進します。

手法

- ・ 前橋市歴史的風致維持向上計画の重点区域である厩橋地区、総社及び総社山王地区において、歴史的建造物等の修景支援や、地域の歴史に対する機運醸成及び観光視点での活用に向けた施策を展開する。

方針④ 人にやさしく心地よさのある生活環境づくり【やさしさと心地よさ】

地域のイメージにふさわしい生活空間を整え、楽しく歩ける環境づくりを推進します。

手法

- ・ 前橋市アーバンデザインを踏まえ、前橋クリエイティブシティ構想と協調し、緑化等で自然を感じられる空間整備を支援するなどウォーカブルなまちづくりを推進する。

(1) 推進手段

ガイドライン周知、事前協議の仕組みづくり、段階的な社会実験の実施、市民・事業者の参画機会の確保などを通じて実効性を確保する。

※関係する計画や取り組みを次ページ以降に示します。

(2) 景観再生事業～地域の再生に向けた景観・歴史・文化の積極活用～

人口減少や高齢化の進行に伴い、空き家や老朽建築物が増加する地域においては、従来の規制誘導だけでは良好な景観形成が難しくなっている状況があります。一方、民間事業者によるリノベーションまちづくりや、歴史的建築物を活用した飲食・物販等の取組が広がり、新たな賑わいを創出する動きが生まれている事例があります。

前橋市歴史的風致維持向上計画では、歴史的風致が集積し、まちづくりの効果が大きい区域を重点地区として指定し、観光誘客や民間投資の促進に取り組んでいます。今後は、歴史的風致重点区域である「厩橋地区」と「総社及び総社山王地区」の中で、歴史的建築物等のリノベーションを中心とした景観再生事業（景観エリアリノベーション）で、地域固有の魅力を高めるまちづくりを検討します。

①景観エリアリノベーションを行う区域（景観再生事業実施区域）

前橋市歴史的風致維持向上計画の歴史的風致重点区域（厩橋地区、総社及び総社山王地区）の中で、景観再生事業実施区域（詳細な実施エリア）を指定する予定です。

- ・「歴史的風致重点区域・厩橋地区」 面積：約218ヘクタール
- ・「歴史的風致重点区域・総社及び総社山王地区」 面積：約150ヘクタール

②事業実施方針

A 対象区域の特徴と目指す将来像

・「厩橋地区」

同地区を含む中心市街地では「ローカルファースト」が重要視されており、歴史的建造物や伝統行事などの固有資源をいかに活用するかが重要。このため、リノベーションによるまちづくりで、本市固有のローカルコンテンツを顕在化することで、前橋市アーバンデザインや前橋クリエイティブシティ構想と整合し、民間の主体的なエリアマネジメントを促進する。

・「総社及び総社山王地区」

長年の懸案であったJR群馬総社駅の西口開設と東西自由通路の整備事業が始動していることで、都市計画における「地域拠点」としての機能向上が見込まれるとともに、「歴史の宝庫」に相応しいゲートウェイとしての役割が期待されている。このため、リノベーション手法を取り入れながら同地区の歴史的風致を磨き上げ、新駅舎を含む街並み全体の歴史情緒を高めることで、より一層の観光誘客とそれに伴う商業的展開を促進する。

B 事業の推進体制等

- ・民間事業者やまちづくり会社との関係構築、連携強化により、歴史的建築物の利活用（リノベーション）を中心とした再生手法を導入する。
- ・歴史的景観形成のプロモーションによる誘客、関係人口の増加や、地域の価値向上に繋がる民間投資の誘導、促進を目指す。
- ・前橋市アーバンデザイン・前橋クリエイティブシティ構想との整合を図ったエリア全体の景観形成を推進する。（厩橋地区）

C 建物の利用に関する基本的な事項

- ・店舗の出入口などは、にぎわいが連続するように開口の取り方や店先の使い方に配慮する。
- ・街並みに調和した建物の外観、利用形態を基本とする。
- ・再生にあたっては、店舗、飲食等の不特定多数が訪れる建物としての活用を基本とする。

2 | 関係する計画・取り組み

(1) 前橋市アーバンデザイン

前橋市では、まちづくりに関する羅針盤「前橋ビジョン めぶく。」を平成28年（2016年）に策定し、第七次前橋市総合計画（平成30年3月策定（2018年））の基本理念に位置付けたことを契機に、官民連携で「前橋市アーバンデザイン」を令和元年9月に策定しました。

アーバンデザインは、建築物、街路、樹木、公園などにより構成される都市空間（中心市街地約158ha）を対象エリアとした、見た目の美しさ（意匠）に加え、街を使うことによる利便性・安らぎ・楽しさなどの価値観を取り入れた、民間主体のまちづくりを推進する指針（デザイン戦略）で、策定以降、各所で民間主体のまちづくりの取り組みが加速しています。

景観計画では、アーバンデザインの理念に相応しい高質な景観のあり方を検討することとします。

<まちづくりの方向性>



○馬場川通りプロジェクト



官民連携で整備

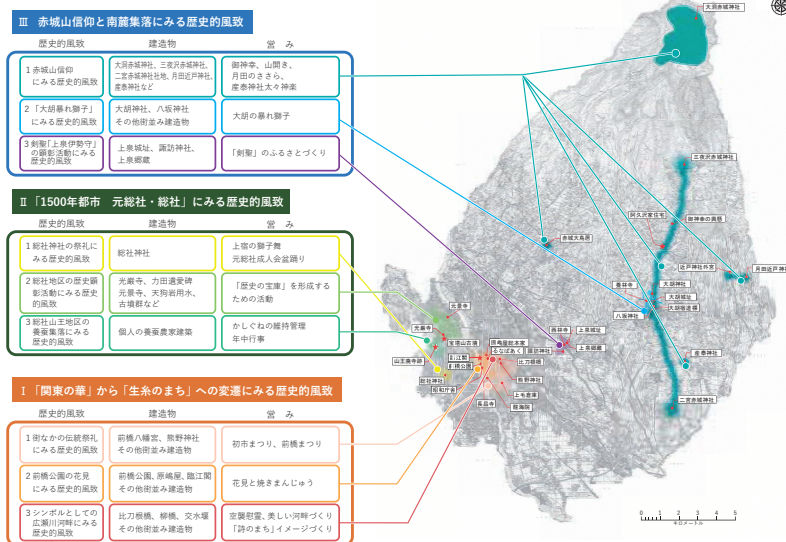


(2) 前橋市歴史的風致維持向上計画

歴史的風致維持向上計画（通称・歴史まちづくり計画、以下、歴まち計画）とは、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づいて市町村が策定する行政計画のことで、地域における歴史的な街並みと一体となって、風情、情緒、たたずまいのある良好な市街地の環境を維持・向上させ、後世に継承していくことを目的としています。本市では、令和4年12月に主務大臣から歴まち計画の認定を受け、以来、計画に基づく各種取り組みを進めているところです。

本市の歴まち計画では、市内における「歴史的風致（歴史的な風情・情緒・たたずまいが感じられる一定のまとまり）」を9つ設定し、それぞれの維持向上を図ることとしていますが、取り組みを進めるに際しての「周辺環境の景観保全・形成に関する課題」として数点が挙げられています。中でも以下に示すものは、解決に向けた方策を景観計画に委ねる方針が示されています。

そこで今後、これらに対応する施策の立案を検討することとします。



歴史的風致の分布

〔歴まち計画・第3章－1－（4） ※抜粋・加工〕

- ・ 中心市街地では、三大まつり開催時以外は歴史的な趣を感じづらい状況にある。最近では、景観に対する意識が官民ともに高まりつつあるが、具体的なガイドラインが無いために色彩やデザインにばらつきが見られる。
- ・ 赤城南麓地域においては、「スローシティ」の取り組みを推進している一方で、民間事業者による太陽光発電設備が次々と設置されており、周辺の自然景観との不調和が課題となっている。また、道路沿いでは適切な管理がなされず老朽化した屋外広告物が散見され、景観阻害の一因となっている。

① けやき並木通りにおける景観のあり方

けやき並木通り（駅前通り・本町通り・県庁前通り）は、JR前橋駅から群馬県庁へ至る交通の要衝であり、本市にとって歴史的・経済的・景観的に重要な場所であることから、県都のシンボルロードにふさわしい高質な景観のあり方を検討することとします。



けやき並木通りは前橋市アーバンデザインのモデルプロジェクトに位置付けられている

② 歴史的風致が認められる範囲における規制・誘導策

歴史的風致が認められる範囲における風情・情緒・たたずまいを維持向上するため、範囲内の歴史的資源周辺における太陽光発電設備等の景観阻害要因の規制・誘導策を検討することとします。

なお、歴史的風致が認められる範囲の中で広瀬川河畔の一部区間は景観形成重点地区に指定されていますが、歴史的風致の維持向上に向けて対象範囲の拡張を検討することとします。

(3) 県立赤城公園の活性化に向けた基本構想

群馬県は「県立赤城公園の活性化に向けた基本構想」を令和4年に策定しました。この基本構想は、「赤城ウェルグラウンド」をビジョンに掲げ、県市連携のもと、ソフト・ハードの両軸から地域の魅力を高める場を創出することを目標としています。これを受け、令和6年には県・市・地元関係者によるワークショップを開催し、自然豊かな赤城山の価値を守り繋ぐため、景観保全の目安となる「赤城山景観ガイドライン」を策定しました。今後、県立赤城公園エリアでは、このガイドラインに基づく景観誘導を進めます。



基本構想に掲げるビジョン

①赤城山景観ガイドラインの運用と連携

まず、赤城山景観ガイドラインを本計画の景観形成基準における特別配慮事項として位置付け(Ⅳ-2-(2)-⑧)、県立赤城公園エリア内で届出を要する行為が行われる場合には、ガイドラインとの適合状況を確認することとします。

【ガイドラインのデザインコード(一例)】



②取り組み事例

【景観的効果の検証】

令和7年10月に県・市・地元関係者で県立赤城公園の駐車場の白い柵を景観配慮色(ダークグレー)に塗り替える実証実験を行いました。塗替え後の柵は周囲の景観に溶け込んでおり、参加者からは周辺の景観の見え方について、良好な変化を実感する感想が多く寄せられました。



【キャンプフィールド整備】

赤城山景観ガイドラインの景観形成方針に沿った整備が行われました。



エントランス



サニタリー棟

(4) 前橋クリエイティブシティ構想

群馬県と前橋市では、「前橋市アーバンデザイン」で掲げるまちの将来像の実現に向け、群馬県庁からJR前橋駅までのけやき並木通りを、人と公共交通を中心とした、歩いて楽しめるウォーカブルな道路空間へと再編し、多様な人々の出会いの場と賑わいを創出する「前橋クリエイティブシティ構想」に取り組んでいます。

本取り組みの一環として実施された「前橋クリエイティブシティ県庁～前橋駅都市空間デザイン国際コンペ」においては、作品テーマ「稜線がつなぐ まちづくり_前橋リッジライン」が最優秀作品として選定されました。

当該作品では、「前橋の景観的特徴や魅力を形成する視点場や拠点（ハイポイント）を見いだし、創出することを起点として、市民とともにこれらを連続的につなぎ、線から面へと展開していく」というまちづくりの考え方が示されています。

今後は、本構想及び関連事業との連携を図り、良好な景観の形成・保全及び誘導に努めます。

【Ridge Line（リッジライン）：稜線。一連の山の高い地点（ハイポイント）を結んだ線、山の背。】

イメージパース

「前橋クリエイティブシティ 県庁～前橋駅前都市空間デザイン国際コンペ」最優秀作品



ワークショップの様子

まちづくりweek 2026SPRING (2026.5.28ー5.30)



(5) 屋外広告物規制の弾力化

屋外広告物は景観を形成する要素の一つであり、良好な景観形成・風致の維持・公衆に対する危害の防止の観点から、適切な規制・誘導措置が必要であることは、「屋外広告物に関する行為の制限に関する事項（Ⅳ－３－（２）」で述べたとおりですが、その一方で、デザインが優れた屋外広告物は街並みを彩り、スクリーンに映る映像広告や建物に投影される鮮やかな映像は、街のにぎわいを演出してくれます。

そこで、そうした「優良屋外広告物」を活用した景観形成に取り組めるよう、屋外広告物の規制・誘導だけではなく、弾力的に運用できる仕組みが必要です。

①屋外広告物活用地区の指定（前橋市屋外広告物条例第24条）

屋外広告物活用地区（以下、活用地区）は、活力ある街並みを維持する上で屋外広告物等が重要な役割を果たしている地区を指定し、屋外広告物を掲出する位置や形状、面積、色彩、意匠等について、当該地区だけに適用される事項を基本方針として定めることができる仕組みです。

本市では現在、活用地区に指定された地区はありませんが、街並みのアクセントやにぎわいの創出に向けて、地区の指定を検討することとします。



独自の基準が定められた事例（札幌市）

②デジタルサイネージ・プロジェクションマッピングの基準づくり

近年、スクリーンに映像が流れる形式の「デジタルサイネージ」や、建物の壁面等に映像を投影する「プロジェクションマッピング」を目にする機会が増えてきています。

デジタルサイネージ・プロジェクションマッピングに係る技術は大きく進展しており、イベント実施に向けた機運醸成策として活用ニーズが高まっていることや、こうした技術の活用がまちの魅力向上につながることも期待できます。

一方で、光の明滅による道路交通への影響や近隣住民の生活環境への影響が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、デジタルサイネージ、プロジェクションマッピングの活用状況を見極めながら、技術基準やガイドラインなど実施環境整備の必要性を判断します。



群馬県庁昭和庁舎に投影された
プロジェクションマッピング作品